

# 見直し案

## 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年1月厚生労働省告示第21号）

### 改正のポイント

- 「検査・相談体制の充実」の位置づけを強化
- 個別施策層に対する検査について、目標設定の必要性を明記
- 地域における総合的な医療提供体制の充実
- NGO等との連携の重要性を明記

※個別施策層：感染リスクが懸念されるものの、正しい知識が入手できない、あるいは差別・偏見等の社会的背景により、検査・相談・医療等のサービスを適切に受けられないため、施策上特別の配慮が必要な者。  
例）青少年層やMSM（男性間で性行為を行う者）など。

### 第四 検査・相談体制の充実

#### 【基本的考え方】

- ・HIV感染の早期発見・早期治療は、感染症の予防及びまん延防止のみならず、個人の発症や重症化を防止する観点から極めて重要

#### 【検査・相談体制の強化】

- ・保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実
- ・地域の実情に応じた、利便性の高い場所と夜間・休日等の時間帯に配慮した検査等の実施
- ・各種イベント等の機会を利用した検査・相談の利用に係る情報の周知
- ・個別施策層に対する利用機会の拡大

## 1 適切な予算の確保及び効率的な執行

<現状>

予算額 < 執行額

- 不足分を他の事業費予算から流用
- 制度維持の観点からも問題



「エイズ予防指針」の趣旨からも、検査・相談体制の充実は必要不可欠であるが、自治体からの申請に対し、一律的に補助金を交付するのではなく、検査受検者数・相談者数の実績に見合った交付とすることが必要

→**制度を維持するために必要かつ適切な予算を確保するとともに、その効率的な執行を図る。**

## 2 効率的かつ効果的な検査・相談体制の整備

以下の方法により、特に個別施策層をターゲットとする効率的、効果的な検査・相談の実施を図る。

○対象の重点化



・新規感染者・患者の報告数が高い地域（首都圏や近畿圏等）に重点を置いた施策の推進

○検査・相談体制の整備



・保健所における夜間・休日等の利便性に配慮した検査・相談体制への移行  
・個別施策層の実情、ニーズに対応した医療機関等への検査委託 等  
効率的、効果的な検査・相談体制の整備

○個別施策層（青少年層やMSM）に対する検査・相談勧奨



・自治体や医療機関、NGO等の連携による積極的な普及啓発の展開  
・個別施策層の心情や実情を理解できる専門家や同様の仲間（ピア）による相談体制の整備